北海道告示第11435号

建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第９条第１項第一号、第二号及び第三号の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

令和４年11月24日

北海道知事　鈴木　直道

１（１）免許の取消しをした年月日

令和４年10月28日

（２）免許の取消しを受けた建築士の氏名

ア　氏名

吉兼　友梨

イ　一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

ウ　登録番号

北海道知事登録第１００８７９号

（３）免許の取消しの理由

建築士法第９条第１項第一号に該当するため。

２（１）免許の取消しをした年月日

令和４年10月28日

（２）免許の取消しを受けた建築士の氏名

ア　氏名

木村　栄勝

イ　一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

ウ　登録番号

北海道知事登録第（胆）１５４７号

（３）免許の取消しの理由

建築士法第９条第１項第二号に該当するため。

３（１）免許の取消しをした年月日

令和４年10月26日

（２）免許の取消しを受けた建築士の氏名

ア　氏名

西川　不二弘

イ　一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

ウ　登録番号

北海道知事登録第（日）１７４号

（３）免許の取消しの理由

建築士法第９条第１項第三号に該当するため。

４（１）免許の取消しをした年月日

令和４年 11 月 15 日

（２）免許の取消しを受けた建築士の氏名

ア　氏名

赤坂　充哉

イ　一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

ウ　登録番号

北海道知事登録第（釧）９５３号

（３）免許の取消しの理由

建築士法第９条第１項第三号に該当するため。